

○漁船の操業を制限し、又は禁止する

区域及び期間並びにその条件を定め

る件（防衛省一八四）

○防衛省告示第百八十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成十九年九月二十一日

防衛大臣 高村 正彦

| 区域の名称 | 制限又は禁止区域 | 期間 | 条件 |
|--|--|---|------------------|
| 東京都新島南方海面 誘導飛しよう体試射 水域 （東京都新島村地先） | 次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分二四秒、東経一三九度一六分五五秒 (2) 北緯三四度一四分三二秒、東経一三九度一八分三七秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒、東経一三 | 平成十九年十月一日 から同年十一月六日 までの間、毎日午前 八時三十分から午後 五時三十分まで | すべての漁船 の操業の禁止 |

九度二一分四四秒

(4) 北緯三四度〇六分四八秒、東經一三

九度一三分二九秒

(5) 北緯三四度一四分一二秒、東經一三

九度一四分四九秒

(6) 北緯三四度二〇分一八秒、東經一三

九度一五分一三秒